

札幌市水道局週休2日工事要領（土木工事）

令和6年10月30日 水道局長決裁
令和7年03月24日 一部改正
令和7年10月06日 一部改正
令和8年09月29日 一部改正

（目的）

第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、令和6年4月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

建設現場における質の高い「週休2日」を確保・普及促進していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、工事成績評定での評価、その他必要な事項について定めるものである。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）週休2日

- ① 通期の週休2日とは、対象期間において、対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、4週8休(28.5%(8日/28日))以上の水準に達する状態をいう。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月（暦上のひと月）において、現場閉所率が4週8休(28.5%(8日/28日))以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。
- ③ 完全週休2日(土日)とは、対象期間の全ての週（日曜日から土曜日の7日間）において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

（2）週休2日交替制

- ① 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が4週8休(28.5%(8日/28日))以上の水準に達する状態をいう。
 - ② 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が4週8休(28.5%(8日/28日))以上の水準に達する状態をいう。
 - ③ 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%(2日/7日)以上の水準に達する状態をいう。
- ※ 交替制とは、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な工事において、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数の確保により週休2日に取り組むものである。

（3）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（工事施工範囲内で全ての作業が完了した日）までの期間をいう。ただし、工事着手日及び工事完成日が週の途中の場合、当該週は対象期間から除く。

（例1）工事着手日が火曜日の場合、工事着手日から最初の土曜日までは、対象期間から除く。

（例2）工事完了日が水曜日の場合、最後の日曜日から工事完了日までは、対象期間から除く。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※1 発注者があらかじめ対象外としている内容とは、特記仕様書にて、作業中止期間や、工

事特有の条件及び地域対応等で現場作業が余儀なくされることを示している場合である。

- ※2 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは、想定外の現場対応・悪天候等の影響で連続的な作業が必要になり、翌週中に現場閉所日の振替えが困難な場合である。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所での作業（事務作業を含む）を行っていない状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 本要領による対象工事は、主たる工事が土木工事の場合とする。なお、対象工事の入札告示文及び特記仕様書には、週休2日工事の対象である旨が明記されている。

(週休2日履行の達成条件)

第4条 次の各号の達成条件は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が、4週8休(28.5%(8日/28日))以上のとき、通期の週休2日を達成したものとする。なお、月単位の週休2日を達成した場合、通期の週休2日を達成したものとみなす。

(2) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、現場閉所率が4週8休(28.5%(8日/28日))以上のとき、月単位の週休2日を達成したものとする。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では現場閉所率28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成したものとみなす。

(3) 完全週休2日(土日)

対象期間の全ての週において、土日現場閉所を行ったとき、完全週休2日(土日)を達成したものとする。なお、年末年始休暇、夏季休暇等により7日間に満たない週は、対象期間に含まない。また、発注者の指示によるほか、以下の事例において、発注者との協議により必要性が確認され、計画的に当該週において振替休日を取得している際は、完全週休2日(土日)を達成したものとみなす。

(事例1) 現場条件により、作業を行う必要があり、振替えを行う場合

(事例2) 地域対応等により、作業を行う必要があり、振替えを行う場合

(4) 通期の週休2日交替制

対象期間において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が4週8休(28.5%(8日/28日))以上のとき、通期の週休2日交替制を達成したものとする。なお、月単位の週休2日交替制を達成した場合、通期の週休2日交替制を達成したものとみなす。なお、休日率と平均休日率の計算は以下のとおりとする。

① 各個人の休日率 = 各個人の休日日数 ÷ 対象期間日数

② 平均休日率 = 各個人の休日率の合計 ÷ 対象人数

※下請企業の対象期間は、施工体制台帳上の工期とするが、実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で適宜設定するものとする。

(5) 月単位の週休2日交替制

対象期間の全ての月において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が4週8休(28.5%(8日/28日))以上のとき、月単位の週休2日交替制を達成したものとする。

(6) 完全週休2日交替制

対象期間の全ての週において、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%(2日/7日)以上のとき、達成したものとみなす。

(現場閉所の判断基準)

第5条 現場閉所の判断基準については、以下のとおりとする。

(1) 現場閉所と認められるもの

- ① 水替え状況の確認
 - ② 悪天候時の現場確認
 - ③ コンクリート打設後の養生の内、散水や保温状況の確認のみの場合
 - ④ 地元対応の内、口頭による対応や軽微な作業を行うもの
 - ⑤ 緊急対応のため、軽微な作業を行うもの
 - ⑥ 休工時でも必要な交通誘導
- (2) 現場閉所と認められないもの
- ① 起工測量
 - ② 試掘調査
 - ③ コンクリート打設後の養生の内、確認の範囲を超え作業員による作業を伴う場合
 - ④ 地元対応の結果、作業員による作業を行うこととなったもの
 - ⑤ 緊急対応が必要となり、作業員による作業を行うこととなったもの

(実施における留意事項)

第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。

2 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画を施工計画書に添付して、工事監督員へ提出する。(休日取得計画は別紙-1を参照し作成すること)。

3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日及び交替制の休日とすることも可とする。

4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。

なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。

5 受注者は、発注者から週休2日による施工が適切に実施されているか確認を受けた場合には、工事月報や休日取得計画等の提示等により協力するものとする。

※休日の確認書類として工事月報や休日取得計画以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。

6 交替制において、待機日など実際の作業はなくても、現場に戻りうる体制を確保している日は、休日とはしない。ただし、連絡体制のみ確保しており、休日作業が発生しなかった場合は、休日とできる。

7 交替制において、休日中に作業が必要となる場合、現場代理人(主任技術者(又は監理技術者))は、以下のいずれによって適切な施工ができる体制を確保することとする。

・現場代理人もしくは以下の①②いずれかの者と発注者の連絡体制が確保されていること

①主任技術者(又は監理技術者)(現場代理人と兼務していない場合)

②主任技術者(又は監理技術者)の資格要件を満たすもの

※共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社より配置することも可

8 交替制において、一時的に従事した技術者及び技能労働者は確認対象外とする。

一時的に従事した技術者及び技能労働者とは、休日を除いた連続勤務1週(7日)以下の従事者をいう。ただし、連続勤務1週(7日)以下であっても一定期間内で雇用(下請契約)しているなど、断続的であっても従事している技術者及び技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。その場合については、対象工事で作業従事した開始日より1週(7日)毎を確認対象期間とする。

(工事成績)

第7条 工事成績評定への反映について、受注者の週休2日の達成状況に応じて、工事成績評定にて評価する。なお、通期の週休2日が未達成の場合は、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。

(その他)

第8条 受注者は、週休2日工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。

2 当初契約時点で適用した要領は、契約変更後も引き続き適用するものとする。

- 3 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、札幌市水道局発注の、令和6年11月単価を使用する工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、札幌市水道局発注の、令和7年4月単価を使用する工事から適用する。

附 則

- 1 この要領は、札幌市水道局発注の、令和7年10月以降の単価を使用し、令和8年度以降にしゅん功する工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、札幌市水道局発注の、令和8年10月以降の単価を使用し、令和9年度以降にしゅん功する工事に適用する。